

町と指定管理者の業務分担表（別表5）

業務名	業務内容		町	指定管理者	
維持管理	植物管理	樹木	剪定・施肥・草刈・病虫害防除・灌水・除草・枯木処理等	○	
		芝生			
		花壇			
		草地			
	施設管理	建築物	日常点検（巡視）・定期点検・保守点検・修繕・清掃等	○	
工作物					
	設備（電気、給・排水）管理				
備品管理	備品の管理			○	
施設改修	施設の改修・改築		○		
利用管理	利用指導	利用案内・受付		○	
		利用予約の管理			
		施設の正しい利用方法等の指導			
		施設利用に係る相談・指導			
		利用状況の巡視等			
	施設利用の年間スケジュール調整				
利用促進	催物（自主事業）の開催			○	
	施設の啓発・広報			○	
法令・条例による管理	財産管理	公有財産台帳管理	○		
	利用許可	周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例第5条による利用許可		○	
	利用の禁止制限	周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例第7条による利用の禁止又は制限		○	
	許可の取消等	周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例第8条による許可の取消等		○	
	利用料金	利用料金上限額の設定		○	
		利用料金の設定			○
		利用料金の收受			○
	利用料金の減免			○ 事前に町長の承認を得て	
使用日 使用時間	周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例第4条による施設の使用時間等の設定		○	必要に応じて町長の承認を受ければ変更可能	